

ご利用規約・貸渡約款

第1章 総 則

第1条 (貸渡の趣旨)

- 1 当社は、この約款の定めるところにより、**貸渡自動車**（以下「**レンタカー**」といいます。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款の定めのみならず、法令又は一般的慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政処置及び一般の慣習に反しない範囲で特約をなすことがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込み)

- 1 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別記で定める料金表等同意のうえ、別記で定める方法によりあらかじめ車種クラス、借受開始時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「**借受条件**」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として当社の保有するレンタカーの範囲内で予約を承諾するものとします。この場合、借受人は、当社が承諾しない場合を除き、別記で定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

- 1 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消し等)

- 1 借受人は、当社の承諾を得て予約を取り消すことができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻1時間以上経過してもレンタカー（貸渡約款（以下「**貸渡約款**」）といえます。）の領着手続きに着手しなかったときは、予約を取り消されたものとします。
- 3 前項の場合、借受人は、別記で定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領者の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡約款が締結されなかったときは、当社が受領者の予約申込金を返還するほか、別記で定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の借受人若しくは当社の責に帰せざる事由により貸渡約款が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社が受領者の予約申込金を返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

- 1 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸渡することができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「**代替レンタカー**」）といえます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
- 2 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社が車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
- 4 前項の場合において、貸渡することができない原因が、当社の責任に帰すべき事由による場合には第4条第4項の予約の取消しに準じて取り扱ひ、当社が受領者の予約申込金を返還するほか、別記で定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡することができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の当社の責任に帰せざる事由による場合には、第4条第5項の予約の取消しに準じて取り扱ひ、当社が受領者の予約申込金を返還するものとします。

第6条 (免 責)

- 1 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡約款が締結されなかったことについて、第4条及び第5条で定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条 (予約業者の代行)

- 1 借受人は、当社が代わって予約業務を取り扱う予約代理店、提携会社等（以下「**予約業者**」）において予約の申込みをすることができます。
- 2 予約業者に対して前項の申込みを行った借受人は、第3条及び第4条の定めならず、その予約業者に対してのみ予約の変更または取消しを申し込むことができます。

第3章 貸 渡 し

第8条 (貸渡約款の締結)

- 1 借受人は第2条第1項で定める借受条件を明示し、当社はこの約款・料金表等より貸渡条件を明示して、貸渡約款を締結するものとします。ただし、貸渡しのできるレンタカーがない場合、又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。
- 2 貸渡約款が締結した場合、借受人は当社に第1条第1項で定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達（自前第138号 平成7年6月13日）の2（6）及び（7）に基づき、貸渡簿（貸渡原簿）及び第14条第1項で規定する貸渡簿に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許番号を記載し、又は運転者の運転免許の写しを添付する義務があるため、貸渡約款が締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者（以下「**運転者**」）の運転免許の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己の運転者であるときは自己の運転免許を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許を提示し、及びその写しを提出するものとします。
- 4 当社は、貸渡約款が締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許簿のために本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従います。
- 5 当社は、貸渡約款が締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。
- 6 当社は、貸渡約款が締結にあたり、借受人に対し、現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条 (貸渡約款の締結の拒絶)

- 1 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡約款を締結することができないものとします。
貸渡しレンタカーの運転に必要な運転免許の提示がないとき。
酒気を帯びていると認められるとき。
麻酔、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
暴力団、暴力団関係団体や構成員若しくは関係者又はその他の反社会的な組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡約款の締結を拒絶することができるものとします。
予約に際して定めた運転者と貸渡約款締結時の運転者とが異なるとき。
過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞りした事実があるとき。
過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。
過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は貸渡約款の趣旨より自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
別記で明示する条件を満たしてないとき。
その他、当社が適当であると認めるとき。
- 3 前2項の場合において借受人との間で既に予約が成立しているときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱ひ、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領者の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条 (貸渡約款の成立等)

- 1 貸渡約款は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領者の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始印時と、同項で明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金)

- 1 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社がそれぞれ額又は計算根拠等を料金表で明示します。
基本料金
免取前借手数料
特別装備料
乗り捨て料金
給油代行手数料
高速引取料
その他の料金

- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県においてはその神戸運輸監理部兵庫支監、沖縄県においてはその沖縄総合事務局自動車部所長以下、第14条第1項において同じとします。）に届出してから貸渡される料金とするものとします。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金とするものとします。

第12条 (借受条件の変更)

- 1 借受人は、貸渡契約締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡契約上好都合が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条 (点検整備及び確認)

- 1 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検を、必要点検整備を実施したレンタカーを貸渡するものとします。
 - 2 当社は、レンタカーの貸渡しにあたり、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検を、必要点検整備を実施するものとします。
 - 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びにこれに定める点検に基づき車体損傷及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーの借受条件を満たしていることを確認するものとします。
 - 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要点検整備を実施するものとします。
- #### 第14条 (貸渡前の交付・携行等)
- 1 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
 - 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。
 - 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
 - 4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合は、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第15条 (管理責任)

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けた日から当主に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検整備)

- 1 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーにつき、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検を、必要点検整備を実施しなければならないものとする。

第17条 (禁止行為)

- 1 借受人又は運転者は、使用中の次の行為をしてはならないものとする。
① 前項の承諾及び返還金等に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに限る目的で使用する。
② レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び貸出の承諾を得た者の者に譲渡させること。
③ レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社が権利を侵害することとなる行為をする。
④ レンタカーの自動車運送標識若しくは車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改修若しくは改裝する等その形状を変更すること。
⑤ 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは試験に使用し、又は他車の車両若しくは後部に使用すること。
⑥ 法令又は行政規程に違反してレンタカーを使用すること。
⑦ 当社の承諾を受けることなくレンタカーにつき損害賠償加入すること。
⑧ レンタカーを日本国外へ持ち出すこと。
⑨ その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をする。

第18条 (盗難時の場合の措置等)

- 1 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーに関して盗難が起きたときは、借受人又は運転者は、盗難警報をした地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自ら盗難届出に係る反則金を納付し、及び盗難届出に伴うレンタカー移動、保管、引取りなどの経費用を負担するものとする。
- 2 当社は、警察からレンタカーの取戻し手配の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの使用期間終了時又は当社の指示する時まで取戻し警察署に出現して盗難を処理するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタカーが警察より移動された場合は、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行なった後、当社の判断により、盗難の理由状況を交差通知書又は届付書、領収書等より確認するものとし、処理されていない場合は、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行なうものとする。
また、当社が借受人又は運転者に対し、取戻し手配をした事実及び警察署等に出現し、盗難者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当行所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
- 4 当社は、当社が必要と認められる場合は、警察に対して自認書及び盗難届等の個人情報を含む資料を提出する等より借受人又は運転者に対する放逸金に係る責任及びのための必要と協力を行なうほか、公安委員会に対して道路交差点第51条の4第6項に定める非同意及び自認書提出の記録等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要と措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
- 5 当社が道路交差点第51条の4第1項の放逸金納付命令を受け、放逸金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合又は、当社が借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「取戻し金」といいます。）を請求するものとする。
この場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日まで取戻し金を支払うものとする。
放逸金納付金額
当社が引く定める取戻し金の総額
探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6 当社が前項の放逸金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日まで取戻し金を規定する請求額の全額を支払わずに、又は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を社団法人全国レンタカー協会加盟管理システム（以下「全協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとする。
- 7 第1項の規定により借受人又は運転者が取戻し金を納付した場合は、第7項に基づき当社が取戻し金を請求することによって、当該借受人又は運転者が第2条に基づき返還すべき旨の当社の指示又は第3項に基づき自認書に署名すべき旨の当社の求めに違反したときは、当社が第5項に定める放逸金及び取戻し金の総額に代わるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が引く定める額を取戻し金（次項において「取戻し金」といいます。）を申し受けることができるものとする。
- 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から取戻し金及び第5項第3項に規定する費用の全額を受領したときは、当社が第6項に規定する全協システムに登録する等の措置をとらず、又は取戻し全協システムに登録したデータを削除するものとする。
- 9 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後述の取戻し金に係る反則金を納付し、又は返済を提議したこと等により、放逸金納付命令が取り消され、当社が放逸金を返付を受けたときは、当社に返金支払いを受けた基に損害賠償のうち、放逸金納付金額のみが借受人又は運転者に返還するものとする。第7項に基づき当社が取戻し金を申し受けた場合においても、同様とします。
- 10 第6項の規定により、全協システムに登録された場合において、反則金が滞り付いたこと等により放逸金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社が請求する全額当社に支払われたときは、当社が全協システムに登録したデータを削除するものとする。

第5章 返 還

第19条 (返還責任)

- 1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間終了時まで所定の返還場所において当主に返還するものとする。
- 2 借受人又は運転者が前項で返還したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合は、当社に生ずる損害を、当社に負わせるものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第20条 (返還時の確認等)

- 1 借受人又は運転者は、当社に返すものとしてレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の損傷を除去し、引渡し時の状態に返還するものとする。
- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー及び借受人若しくは運転者又は同乗者の撮影が可能なことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還において、遺留品につき保管の責を負わぬものとする。
- 3 借受人は、本料金の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完了しなければならないものとする。
- 4 前項の租、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃費計を補充（満タンでよい）の場合は、借受人又は運転者は、使用中の消費額に応じて当社所定の換算表により算出した金額（以下「給油代手数料」といいます）を、直ちに当社に支払うものとする。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

- 1 借受人又は運転者は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

第22条 (返還場所)

- 1 借受人又は運転者が第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、借受人は、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとする。
- 2 借受人又は運転者が、第12条第1項より当社に承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所へレンタカーを返還したときは、借受人は、次で定める返還場所変更手数料を支払うものとする。
返還場所変更手数料＝返還場所の変更によって必要となる返還のための費用×30.0%

第23条 (不返還となった場合の措置)

- 1 当社は、借受人又は連帯者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還資料に不備が生じたとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、
前項の旨を行う等の対応措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還報告報告をするるとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 2 当社は、前項を該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は連帯者の家族、親族、勤務先等の関係者への取り調べや車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項を該当することとなった場合、借受人又は連帯者は、第28条の定めにより当社と与えた損害をすべて賠償する責任を負う。レンタカーの回収及び借受人又は連帯者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難等の措置

第24条 (故障等の発生時の措置)

- 1 借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーの異常な故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社に指示に従うものとします。

第25条 (事故発生時の措置)

- 1 借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社に指示に従うこと。
前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。
事故に関し当社及び当社が専断している保険会社が調査・協力するとともに、必要な書類等を速やかに提出すること。
事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社が承認を受けること。
- 2 借受人又は連帯者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
- 3 当社は、借受人又は連帯者のため事故の処理をすべて即后を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条 (盗難発生時の措置)

- 1 借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
直ちに最寄りの警察及び当社に通報すること。
直ちに被害状況等を当社に報告し、当社に指示に従うこと。
盗難、その他の被害に関し当社及び当社が専断している保険会社が調査・協力するとともに、必要な書類等を速やかに提出すること。

第27条 (使用不能による貸渡契約の終了)

- 1 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)により、レンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約が終了するものとします。
- 2 借受人又は連帯者は、前項の場合、レンタカーの取戻し及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社が受領する貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等第3項又は第5項で定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が修復し前記の存在した状態による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社が受領する貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、連帯者及び当社のいずれの責任も帰せられない事由により生じた場合は、当社は、受領する貸渡料金を、貸渡料から貸渡契約終了までの期間にわたる貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人又は連帯者は、本条で定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害をすべて当社に対し、本条で定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条 (賠償及び賠償補償)

- 1 借受人又は連帯者は、借受人又は連帯者が貸受けたレンタカーの使用に第3項又は第5項で規定する損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
ただし、当社が前記の事由につき事由による場合を除きます。
- 2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は連帯者の死亡につき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、特約した場合は除き、料金を定めるノンオペレーションチャージャーによるものとし、借受人又は連帯者は直ちにこれを当社に支払うものとします。

第29条 (保険及び補償)

- 1 借受人又は連帯者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険及び当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

対人補償	1名/限額	無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)
対物補償	1事故/限額	無制限: 先着順5万円
車両補償	1事故/限額	時額: 先着順マイクロバス、普通乗用車、特種用途車10万円 その他5万円
搭乗者傷害補償	死亡	1,000万円 (1名につき)
	入院	7,500円 (1日につき)
	通院	5,000円 (1日につき)

後遺障害慰謝額 程度により死亡補償額を限度とする。
ただし、入院と通院は事故発生日より180日を限度とする。
- 2 保険金又は補償制度の免責事由に該当する場合は、第1項で定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3 貸渡料が償還された場合は、第1項で定める保険金又は補償金は支払われません。
- 4 保険金又は補償金が支払われず、損害の第1項の戻りより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は連帯者の負担とします。
ただし、特約により第1項の現額賠償を変更した場合は、特約で定められた額を超える損害については、借受人又は連帯者の負担とします。
- 5 当社が借受人又は連帯者の責任につき損害金を支払ったときは、借受人又は連帯者は、直ちに当社の支払額を当社に返済するものとします。
- 6 第1項第2号又は第3号で定める保険金又は補償金の免責額に相当する損害については、特約した場合は除いて借受人又は連帯者の負担とします。

第8章 解除、解約

第30条 (貸渡契約の解除)

- 1 当社は、借受人又は連帯者が使用中にこの契約を違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社が受領する貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条 (中途解約)

- 1 借受人は、使用中であっても、当社が同意を得て次回に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領する貸渡料金を、貸渡料から返還までの期間にわたる貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料 = (貸渡料期間にわたる貸渡料金 - 貸渡料から解約までの期間にわたる貸渡料金) × 50%

第9章 個人情報

第32条 (個人情報の利用の目的)

- 1 当社が借受人又は連帯者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
貸渡料金第80条第1項に基づきレンタカーの事業計画を受けた事業者として、貸渡料金第80条第1項に基づき貸渡料金を徴収する等の、事業計画の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
借受人又は連帯者に対し、当社が提供可能な商品・サービス等あるいは各種イベント、キャンペーン等の開催について直接行動の送付・電話、電子メール送付等の方法により借受人又は連帯者に案内するため。
当社が提供可能な商品・サービス等に関する検討を目的として、借受人又は連帯者にアンケート調査を実施するため。
貸渡料金が締結に際し、借受人及び連帯者へ関し、本人確認及び審査を行うため。

第33条 (個人情報の利用及び管理の同意)

- 借受人又は連帯者は、当社が第32条の利用の目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
借受人又は連帯者は自己に関するこの個人情報の開示を請求することができるものとし、当社が保有する個人情報5万以下を正確に認り得ることとが証明された場合は、速やかに訂正又は削除を承諾するものとします。
借受人又は連帯者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、借受人又は連帯者の氏名、生年月日、連絡先電話番号等を含む個人情報を、全レ協システムにて7年を超えない期間登録されること並びにその開示を社団法人全国レンタカー協会及び加盟する各地区レンタカー協会にこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡料金の算出の審査のため利用されることと同意するものとします。
当社が貸渡料金を第5条第1項に基づいて貸渡料金を算出を命ぜられた場合
当社に対して第18条第5項で規定する返却手続費用の全額を支払った場合
第23条第1項で規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑 則

第34条 (租 税)

- 1 当社は、この契約に基づく借受人又は連帯者に対する金額債務があるときは、借受人又は連帯者の当社に対する金額債務とすべて相殺することができるものとします。

第35条 (消費税、地方消費税)

- 1 借受人又は連帯者は、この契約に基づく取引に課される消費税、地方消費税を当社に対して支払うものとします。

第36条 (返済損害)

1 借受人又は連帯者及び当出は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による返済損害金を支払うものとします。

第37条 (邦文約款と英文約款)

1 当社が英文約款を定めた場合、邦文約款と英文約款の内容が相違があるときは、邦文約款によるものとします。

第38条 (細則)

1 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2 当社は、別記細則を定めたときは、当社の営業店(営業所)に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条 (合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務の争いについて紛争が生じたときは、譲渡の申し込みから当社の本店、支店又は営業店(営業所)の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

個人情報取り扱いについて

- 1 借受人(譲渡契約の申込みをしようとするものを含み)及び連帯者(以下各々「借受人」、「連帯者」という)は、当社下記の目的で借受人及び連帯者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) 貸付の付成、レンタカーに関する基本調査(自前第138号平成7年6月13日、以下「基本調査」という)に基づくレンタカー事業者の選定を遂行すること。
 - (2) 借受人又は連帯者の本人確認及び審査を行うこと。
 - (3) 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催につきまして、宣伝活動の送付、eメールの送付等の方法により、借受人又は連帯者にご案内すること。
 - (4) 商品開発等又は各種調査の向上等継続のため、借受人又は連帯者にアンケート調査を実施すること。